平成２９年（フ）第３２５５号
東京都荒川区南千住７丁目31－３－111
破産者　實積　賢三
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３３３９号
東京都多摩市関戸２丁目39番地の14　渋谷ビル１Ｆ
破産者　株式会社二楽
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４６７号
東京都世田谷区世田谷１丁目26―10―403
破産者　島津　裕子
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４９１号
埼玉県所沢市小手指南６丁目４番地の10
破産者　株式会社アイ・コーポレイション
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４９２号
埼玉県所沢市小手指南６丁目４―10
破産者　生方　寛子
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４９３号
東京都立川市柴崎町１丁目19番31号
破産者　株式会社スラット
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５５０号
東京都豊島区千早２―36―13　吉川ハウスＣ―101、住民票上の住所埼玉県さいたま市北区宮原町１丁目855―２―５―706
破産者　金子　俊江（旧姓田中）
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５６３号
東京都渋谷区神宮前１丁目８番20号
破産者　株式会社ＭＥＧＡ　ＴＲＥＮＤ
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５６４号
東京都渋谷区千駄ヶ谷２丁目３－４―205
破産者　近野　純一
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６７４号
東京都練馬区旭丘１―30―３―202
破産者　藤ウィステリア株式会社
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６７５号
東京都練馬区豊玉北６丁目13―11―1308
破産者　伊藤　寿子
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６７８号
東京都江戸川区西瑞江４丁目12番地２　リバータウンＢ302
破産者　ペンテックス株式会社
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６７９号
東京都江戸川区船堀３丁目12―10―103
破産者　松下　　盛
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６８８号
東京都豊島区池袋４丁目１番２号　ウエリング大竹301号
破産者　ｅ文楽株式会社
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３６８９号
東京都豊島区池袋４丁目１－２―301
破産者　細田　朋希
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７０８号
千葉県松戸市新松戸３丁目１番地の１　パークハウス新松戸311―1202
破産者　一般社団法人Ｔｅａｍ　ＳＵＬＴＡＮＡ
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７０９号
東京都台東区東上野２丁目18番５号
破産者　株式会社スリーエス
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３７１０号
千葉県松戸市新松戸３丁目１－１　パークハウス新松戸311―1202
破産者　田中　　均
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８２０号
東京都港区南青山５丁目10番12号
破産者　エスプロデューサーズ株式会社
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３８２１号
東京都台東区浅草１丁目42－４―603
破産者　小山　順之
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３９９７号
東京都豊島区千川２丁目35－７―201
破産者　横堀　辰也
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４１９４号
東京都品川区大崎３丁目16－５―306
破産者　中野　昌博
1　決定年月日　平成29年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部